

議 事 日 程

平成 2 6 年 第 5 回 浜 中 町 議 会 臨 時 会

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日 午 前 1 0 時 開 議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	報告第 7 号	専決処分の報告について
日程第 6	議案第 5 5 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について
日程第 7	議案第 5 6 号	平成 2 6 年度浜中町一般会計補正予算 (第 4 号)
日程第 8	議案第 5 7 号	平成 2 6 年度浜中町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 9	議案第 5 8 号	平成 2 6 年度浜中診療所特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 1 0	議案第 5 9 号	平成 2 6 年度浜中町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 1 1	議案第 6 0 号	平成 2 6 年度浜中町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただいまから、平成26年第5回浜中町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、9番野崎議員及び10番加藤議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（波岡玄智君） 日程第2 会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は、本日1日間に決定しました。

◎日程第3 諸般報告

○議長（波岡玄智君） 日程第3 諸般の報告をします。

まず、本臨時会に付された案件はお手元に配布のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（波岡玄智君） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（松本博君） 本日第5回浜中町議会臨時会にご出席いただき、誠にありがとうございます。
ございます。

先の議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

（行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（内村定之君） 前議会から、これまでの教育行政の主なものについて、ご報告いたします。

（教育行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第7号専決処分の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第5 報告第7号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第7号専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げ

げます。

この度の一般会計補正予算の専決処分につきましては、去る11月21日の衆議院解散に伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が12月2日公示、14日投票で執行されることになったことにより、その執行経費について早急に対応する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により21日付をもって専決処分させていただいたところであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出では、2款総務費の衆議院議員選挙に要する経費で、報酬371万5,000円、職員手当58万8,000円、賃金42万4,000円、旅費4万1,000円、需用費216万6,000円、役務費49万4,000円、備品購入費37万8,000円で、総額780万6,000円の補正となります。

一方、歳入につきましては、全額、国からの委託金を充てております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は66億4,781万5,000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから報告第7号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、報告第7号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、報告第7号を採決します。

お諮りします。

本件は了承することに、ご異議ありませんか。

（異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第7号は承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第55号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第6 議案第55号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第55号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本年8月7日に人事院は、国家公務員の給与改定及び給与制度の総合的見直しについて勧告をしたところであります。

一方、地方公務員の給与改定については、人事院勧告を尊重し適切に対処することを10月7日閣議決定されました。本町においては、この閣議決定に基づき人事院勧告を尊重し、条例の一部改正を行うものであります。

人事院勧告の内容についてですが、月例給については、公務員給与が民間給与を平均1,090円、0.27%下回っていることから平均0.3%の引き上げ、通勤手当については、自動車等の使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引き上げるもので、本年4月1日に遡り適用するものであります。

また、期末・勤勉手当については、支給割合が民間比較で年間0.17月下回っていることから0.15月引き上げ、支給割合は年間3.95月から4.10月となります。

なお、この引き上げ分は、勤勉手当に配分となり本年度分は12月に支給する勤勉手当に加算するものであります。これにより、平成26年度の勤勉手当の支給割合は、6月支給は0.675月、12月はこれに0.15月加算し0.825月となります。

平成27年度の勤勉手当の支給割合については、これを平準化し、6月から12月とも0.75月とし年間支給割合は、期末手当2.6月、勤勉手当1.5月、合わせて4.10月であります。

以上、提案の理由をご説明いたしました但、詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） （議案第55号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、議案第55号の質疑を行います。

1 番田甫議員。

○1 番（田甫哲朗君） 1 点だけ確認させていただきます。ここでいう再任用職員というのは、浜中町の場合週 4 日ですよね。ここでいう再任用職員というのは週 5 日勤務の方を言うのか、それとも浜中町の場合の週 4 日勤務の方も含まれるのか。その点だけ確認させてください。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 現在浜中町で採用している再任用職員に適用するということでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第 5 5 号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 5 5 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 5 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 5 6 号平成 2 6 年度浜中町一般会計補正予算（第 4 号）

◎日程第 8 議案第 5 7 号平成 2 6 年度浜中町介護保険特別会計補正予算
（第 2 号）

◎日程第 9 議案第 5 8 号平成 2 6 年度浜中診療所特別会計補正予算（第 1 号）

◎日程第 1 0 議案第 5 9 号平成 2 6 年度浜中町下水道事業特別会計補正予算
（第 1 号）

◎日程第 1 1 議案第 6 0 号平成 2 6 年度浜中町水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（波岡玄智君） 日程第 7 議案第 5 6 号ないし日程第 1 1 議案第 6 0 号を一

括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第56号から議案第60号まで、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案第56号から議案第60号の各会計の補正予算につきましては、只今議決をいただきました職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づき、給料や各手当の引き上げ額について補正をお願いしようとするものであります。

議案第56号平成26年度浜中町一般会計補正予算第4号につきましては、歳出では4款衛生費で水道事業会計繰出金51万6,000円、11款給与費で給料268万5,000円、職員手当等で期末手当29万4,000円、勤勉手当698万4,000円、管理職手当9,000円、通勤手当74万3,000円、給与費全体で1,071万5,000円となり総額1,123万1,000円の補正となります。

一方、歳入は19款繰越金で前年度剰余金を充てております。この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は66億5,904万6,000円となります。

議案第57号平成26年度浜中町介護保険特別会計補正予算第2号につきましては、歳出では、1款総務費の介護保険推進に要する経費で、給料1万7,000円、職員手当等で期末手当3,000円、勤勉手当4万2,000円、通勤手当8,000円で総額7万円の補正となります。

一方、歳入は7款繰越金で前年度剰余金を充てております。この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は4億5,020万3,000円となります。

議案第58号平成26年度浜中診療所特別会計補正予算第1号につきましては、歳出では、1款総務費の浜中診療所運営に要する経費で、給料34万8,000円、職員手当等で期末手当8万2,000円、勤勉手当87万4,000円、通勤手当23万6,000円で総額154万円の補正となります。

一方、歳入は5款繰越金で前年度剰余金を充てております。この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は2億5,458万5,000円となります。

議案第59号平成26年度浜中町下水道事業特別会計補正予算第1号につきましては、歳出では、1款総務費の一般管理に要する経費で、給料2万4,000円、職員手当等で期末手当3,000円、勤勉手当2万3,000円、2款下水道費の特定環境保

全公共下水道事業に要する経費で、給料1万4,000円、職員手当等で期末手当1,000円、勤勉手当6万5,000円、通勤手当8,000円で総額13万8,000円の補正となります。

一方、歳入は5款繰越金で前年度剰余金を充てております。この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は4億278万3,000円となります。

議案第60号平成26年度浜中町水道事業会計補正予算第1号につきましては、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額は収入で1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金で一般会計補助金51万6,000円を追加、支出で、1款水道事業費用、1項営業費用、2目総係費で給料10万5,000円、手当は期末手当2万2,000円、勤勉手当36万円、通勤手当2万9,000円で総額51万6,000円を追加するものであります。この結果、補正後の収益的収入及び支出の予定額の総額は、それぞれ51万6,000円を追加し、1億9,527万円となります。

また、予算第6条で定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費は51万6,000円を追加し、5,354万4,000円、予算第7条に定めた他会計からの補助金は4,983万円を5,034万6,000円に、それぞれ改めようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第56号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第57号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第58号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第59号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第60号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第56号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号を採決します。

お諮ります。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は、本日で閉会することに決定しました。

これをもって、平成26年第5回浜中町臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時37分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員